委員会評価報告書

事 業 名	結婚新生活支援事業(令和3年度実施)						
担当課・室・係	まちづくり推進課 企画調整係						
事業の目的	経済的理由から結婚に不安を抱えている方に対し、経済的負担の 軽減を図り、低所得の新婚世帯の住居費等を支援することにより、 結婚に伴う経済的不安を解消し、結婚の希望をかなえるとともに、 少子化対策を図る。						
事業の概要	夫婦の令和 2 年の所得合計額が 400 万円未満であること、婚姻届 提出日の時点で新婚夫婦 2 人の年齢が 39 歳以下であること、補助 対象の住居が本市にあり夫婦 2 人の住民票がその住居にあること 等の条件を満たす場合に、新たに住宅を取得するために要した費 用、住宅を改修するために要した費用、賃貸住宅の家賃、敷金、礼 金、共益費または仲介手数料の費用を合計した費用等を対象に、1 世帯あたり 30 万円を補助する。						
事業結果に 対する評価	A きわめて良好	B 良 好	C おおむね適正	D 問題がある	E かなり問題		

【問題点など】

結婚をためらう理由は人によって違い、さまざまな事情が存在すると考えられる。本事業は経済的負担の軽減を目的に実施される事業であるが、あらゆる問題を想定して取り組む必要がある。

補助金の支給が婚姻後になるということは、裏を返せば、経済的理由を乗り越えたあとの支給になるので、事業の効果に多少疑問も感じる。

また現状の予算額が少なすぎるため、見直しを検討する余地がある。

事業の今後	1	2	3	4	5
の方向性	拡充	継続	改善	縮小	休止・廃止

【提言など】

結婚・妊娠・出産・子育てを本市が積極的に支援することで、実効性のある少子化対策とすべきである。そのためには、この事業を単体で捉えるのではなく、関連施策と連携して結婚の機運を醸成してもらいたい(例:婚活サポーターへの成功報酬の支給、出産後の祝い金の支給など)。

この事業の補助金の増額や年齢基準などの大幅な見直しを望む。